

令和 8 年度 姫路市創業者応援補助金 募集要項

1 目的

姫路市における創業を促進し、地域経済の活性化や新たな雇用機会の創出を図るため、創業者を対象に、創業により新たな店舗等を設置（開店）する際の内装設備工事費や広告宣伝費の一部を補助します。

2 補助対象者（申請できる方）（1）～（4）に該当される方

（1）姫路商工会議所又は姫路市商工会が開催する「創業セミナー」（特定創業支援事業）を受講され、特定創業支援事業証明書の交付を受けられた方、又は、その方が代表者を務める中小企業者

（2）事業ごとの補助対象者の条件区分

【店舗等設置支援事業（内装設備工事費の支援）を申請される場合】

申請年度内(*1)に市内で新たに創業し、店舗又は事務所を設置（開店）される方で、姫路商工会議所又は姫路市商工会の推薦を受けた方（事業計画の確認を受ける必要あり）

【広告宣伝支援事業（広告宣伝費の支援）を申請される場合】

市内で新たに創業される方、又は、創業した日(*2)以後2年以内の方

*1：令和8年4月1日～令和9年3月31日

*2：個人事業主については、開業届に記載された開業の日

法人については、登記事項証明書に記載された法人設立の日

（3）補助対象事業完了までに次のいずれかに該当される方

ア 個人事業主にあつては、市内に居住し、本市に住民票を置いていること

イ 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること

（4）創業した日以後、事業の拡大及び新たな雇用を生み出すことを目指して事業を行う方

【注意】

- ・市税の滞納がある場合は、申請できません。
- ・暴力団、又は、暴力団員、それらと密接な関係を有する方は申請できません。
- ・補助金の交付は、補助対象者につき1回限りです。

店舗等設置支援事業・広告宣伝支援事業の両方の交付を受ける場合は、1回にまとめて申請する必要があります。

3 補助対象地域

- ・市域全域

（ただし、姫路市中心市街地の区域内の商店街は、店舗等設置支援事業の対象外となります。

※中心市街地の区域については、6ページの図をご参照ください。）

4 補助対象事業

店舗等設置支援事業 姫路市中心市街地の区域内の商店街を除いたエリアで、本市の都市計画や建築基準等に違反していない店舗等を新たに設置する事業

広告宣伝支援事業 自社の製品及びサービスに関する広告宣伝を行う事業

【注意】

- ・新たな店舗等の所有者、又は、賃借人は補助対象者名義で、賃貸物件の場合は店舗等としての利用が可能な賃貸借契約を締結している必要があります。
- ・自宅兼店舗等の場合は、自宅と店舗等の区画が明確に区分されている必要があります。
- ・仮設や臨時の店舗等（ex トレーラーハウス）や市内移転は対象外となります。
- ・特定連鎖化事業（フランチャイズ事業）に加盟して行われる事業又は販売代理店として開店する場合は、補助対象外となります。
- ・他の者が行っていた既存事業を承継して行う事業や既に自身が行っていた事業の形態を変えて行う事業の場合は、補助対象外となります。
- ・政治的活動や宗教的活動を目的とする事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業に該当する業種など）又は公序良俗に反する事業の場合は、補助対象外となります。
- ・その他、当補助金の交付目的に沿わない事業の場合も補助対象外となります。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象経費のうち次に掲げるものとなります。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度(*3)内に要する経費で、交付の決定日以後に支払義務が生じ、その年度(*3)内に支払が完了する経費であること。

*3：令和8年4月1日～令和9年3月31日

- (2) 店舗等の設置（開店）や広告宣伝に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。
ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

補助対象事業	経費の内容
店舗等設置支援事業	店舗等の設置（開店）に伴う内装設備工事費で、原則、市内事業者に対して外注するもの （例：解体工事、木工事、大工工事、家具工事、内装仕上工事、電気・ガス・給排水・空調に関する設備工事など） ※備品購入費は対象外となります。
広告宣伝支援事業	市内に所在する店舗等に関する広告宣伝費で、以下に掲げるものに要する経費 (1)チラシ・ポスターの作成・配布 (2)ショッピングカードの作成 (3)新聞・雑誌への広告掲載 (4)展示会出展時の紙面媒体上での広告宣伝

	(5)新聞への広告折込等の紙面媒体上での広告宣伝 (6)ホームページの新規作成 (ホームぺージ作成ソフト等の購入費、通信費を除く) (7)SNSの運用代行(通信費を除く) (8)Web上・SNS上での広告宣伝(通信費を除く)
--	--

【注意】

- ・交付決定の日から令和9年3月31日までに、①物品等の引渡しや役務の提供、②支払いの両方が完了する経費に限ります。
- ・国・県等から補助金が交付されている場合、その補助金の額を控除して申請してください。
- ・店舗等設置支援事業は、特段の事情がない限り、市内に本店又は主たる事業所を有する事業者が請け負う内装設備工事費で、市外の業者に対して支払った経費は補助対象外となります。

6 補助対象期間

補助対象事業の補助対象期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとし、その期間に支払った経費に対して補助します。

7 補助率

補助対象経費の2分の1

8 補助限度額

- ・店舗等設置支援事業(内装設備工事費の支援):30万円以内
- ・広告宣伝支援事業(広告宣伝費の支援):15万円以内

9 申請方法

下記の【必要書類】を、姫路市産業振興課まで提出してください。

- ・店舗等設置支援事業・広告宣伝支援事業ともに申請される方は(1)～(11)
 - ・店舗等設置支援事業のみ申請される方は(1)、(2)、(4)～(11)
 - ・広告宣伝支援事業のみ申請される方は(1)、(3)～(6)、(8)～(11)
- ※上記いずれにおいても、(12)について該当ある方は提出が必要となります。

【必要書類】

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助対象事業計画書(様式第2号)
- (3) 補助対象事業概要書(様式第3号)
- (4) 補助金所要額調書(様式第4号)
- (5) 補助対象経費に係る見積書

- (6) 特定創業支援事業証明書
- (7) 姫路商工会議所又は姫路市商工会が発行する推薦書
- (8) 法人の登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票及び税務署へ届け出た開業届出書）の写し
- (9) 許認可が必要な業種の場合は、許可証等の写し
- (10) 姫路市の市税に滞納がないことを証する書類
- (11) その他（賃貸借契約書の写し、事業内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等、追加書類の提出を求める場合があります。）
- (12) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書（様式第5号）
（補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額の仕入控除税額がない見込みである場合、提出が必要となります。該当ない場合は、提出不要です。）

【注意】

- ・申請は必ず補助対象事業の着手前に行う必要があります。
- ・上記の（8）、（9）について、何らかの理由により申請時に提出できない場合は、提出予定日を明示した上で、後日の提出を可能とします。

10 交付の可否の通知等

補助金の交付の可否については、申請者へ通知します。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

11 補助対象事業の内容に一部変更が生じた場合

補助対象経費に変更が生じた場合や補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、補助対象事業の一部あるいは全部を中止した場合は、ご相談ください。

必要に応じて、追加手続きを求める場合がございます。

12 実績報告

補助対象事業が完了した後、**10日以内**に下記の必要書類を提出する必要があります。

- (1) 補助事業完了届
- (2) 補助事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) 内装設備工事の事実を証する書類や広告宣伝の事実を証する書類など
- (6) 補助金等交付請求書

13 実施状況等報告書

補助金の交付の決定を受けた日以後、**2カ年**の事業状況を報告する必要があります。

1 4 個人情報管理

本補助金への申請に係る提出書類により姫路市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本事業における事業計画の審査、事業管理のため
- ・本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・姫路商工会議所「姫路創業ステーション」、又は、姫路市商工会による経営指導のため

1 5 お問い合わせ先・申請書の提出先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 観光経済局 商工労働部 産業振興課（本庁舎9階）

TEL：079-221-2158 FAX：079-221-2508

Eメール：sankou@city.himeji.lg.jp

1 6 手続の流れ

補助金の申請書の提出先は、姫路市産業振興課です。

(1) 店舗等設置支援事業

申請には、補助対象事業計画書の作成、姫路商工会議所、又は、姫路市商工会の推薦書の添付が必要となりますので、事前に姫路商工会議所、又は、姫路市商工会へご相談ください。

【相談先】

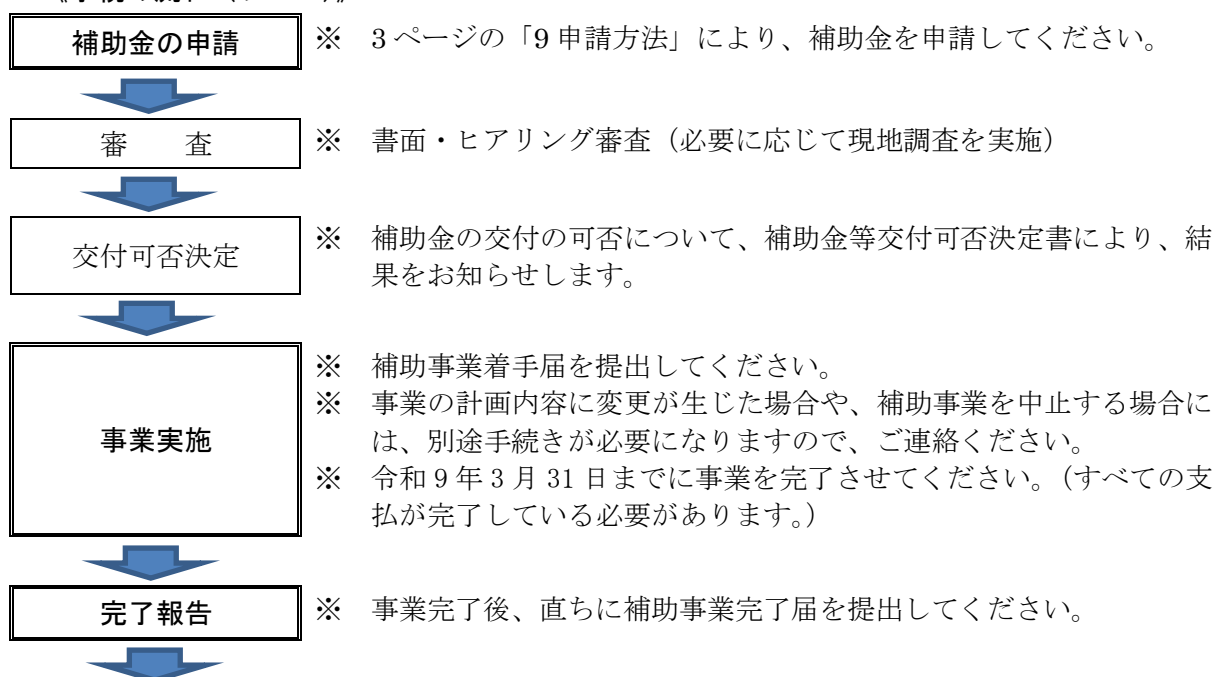
旧姫路市内に設置（開店）される場合：姫路商工会議所

旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に設置（開店）される場合：姫路市商工会

(2) 広告宣伝事業

必要書類を添えて、姫路市産業振興課へ申請してください。

《手続の流れ（フロー）》



実績報告

※ 事業完了後、10日以内に補助事業実績報告書を提出してください。
添付書類については、別途お知らせします。

補助金の請求

※ 補助金等交付請求書により、補助金を請求してください。

補助金の支払

※ 事業者の方には、二重線で囲んだ手続を取っていただくことになります。

以後、実施状況報告書を提出していただくことになります。

<中心市街地の区域>

「中心市街地」とは、下図の基本計画区域をいいます。

